

○厚生労働省告示第二百七十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1に次のようないかえぬ。

1128 吸収性冠動脈ステント

1129 肺動脈カテーテル交換用カテーテル

別表第2に次のようないかえぬ。

1973 弁形成術用補助具

1974 単回使用縫合器ガイド

1975 気管支肺胞洗浄用カテーテル

1976 循環動態解析プログラム